## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
16	福祉医療費助成に関する事務	基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、福祉医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

木曽岬町長

#### 公表日

令和7年10月1日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

Ⅰ 関連情報 				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	福祉医療費助成に関する事務			
②事務の概要	木曽岬町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年9月1日条例第13号)に基づき、子ども、一人親家 庭等、障がい者の福祉医療費助成受給対象者に対して医療費助成の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、木曽岬町福祉医療費の助成に関する条例の規定に従い、次の事務に使用す る。 1 受給資格の認定、更新 2 医療費の助成			
③システムの名称	福祉医療システム、宛名システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル	名			
福祉医療費助成に関する情報	ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲)第2項			
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第19条第9号			
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署			
①部署	子ども・健康課			
②所属長の役職名	子ども・健康課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101			
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119			
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した			
適用した理由				

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
		令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし				

## Ⅲ しきい値判断結果

# **上きい値判断結果**基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	・ 機関については、それぞれ	重点項目評価語	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたノ	(手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		]	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	iじた提供を除く。) [	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナ 上で記載されたマイナンバ・		するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その 忍を行っている。			

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	した提供を除く。) <選択肢>  1)目的外の入手が行われ  2)目的を超えた紐付け、引  3)権限のない者によってる 4)委託先における不正な付  5)不正な提供・移転が行れ  6)情報提供ネットワークシ  7)情報提供ネットワークシ	選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	アクセス権限の所有者はID・パ る。	《スワード等を適切に管理するとともに離席時のログアウトを徹底してい		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月16日	I 関連情報 1.特定個人情報 を取り扱う事務	平成31年2月8日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月16日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	平成31年2月8日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月16日	計数か	平成31年2月8日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	平成31年2月8日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月16日	Ⅳ リスク対策 5.特定個人情報の提供·移転	平成31年2月8日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月16日	ネットワークシステムとの接続	平成31年2月8日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和2年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	平成31年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事前	5年経過前の評価の再実施
令和2年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	平成31年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事前	5年経過前の評価の再実施
令和3年1月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	令和2年2月1日時点	令和3年1月27日時点	事前	定期見直し作業による。
令和3年1月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和2年2月1日時点	令和3年1月27日時点	事前	定期見直し作業による。
令和3年8月1日	I -4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法律上の根拠	・番号法19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用に関する条例 第4条第2項	・番号法19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用に関する条例 第4条第2項	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布に伴う変更
令和4年2月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	令和3年1月27日時点	令和4年2月7日時点	事前	定期見直し作業による。
令和4年2月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和3年1月27日時点	令和4年2月7日時点	事前	定期見直し作業による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	令和4年2月7日時点	令和5年8月30日時点	事前	定期見直し作業による。
令和5年8月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和4年2月7日時点	令和5年8月30日時点	事前	定期見直し作業による。
令和6年4月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	住民課住民課長	子ども・健康課 子ども・健康課長	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	住民課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大 字西対海地251番地 0567-68-6103	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽 岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和6年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲)第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲)第2項	事後	番号法等改正による
令和6年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令 上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用に関する条例 第4条第2項	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第19条第9号	事後	番号法等改正による
令和6年11月1日	IV リスク対策 8. 人の手を介在させる作業 人員的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高 いと考えられる対策	なし	3)権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策	事前	評価書の見直し作業による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 対策は十分か 【再据】	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による